

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	太陽光発電施設整備事業（金谷①地区）	金谷	合同会社 金谷村守りソーラー

図面記号									
M-14-1									
	当事者の別	氏名	捺印	住所					
1 当事者の住所等	譲受人	合同会社 金谷村守りソーラー 代表社員 佐藤 修一	印	福島県相馬市小野字五反田29番地の1セ イバリーA201号					
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			別紙のとおり						
	計	<u>31,729㎡ (田 31,729㎡ 畑 0㎡)</u> 33,383㎡ (田 33,383㎡ 畑 0㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	賃借権	設定	平成27年2月25日	20年間					
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	整備する施設は主にパネル等太陽光発電施設であり、用水、排水系統を分断することもなく、日照等についても施設が低層であるため、特段の問題はないと考えます。周辺農地の営農に対する影響は軽微ですが、種子飛散を防ぐための用地管理（草刈等）を徹底することと致します。 また、一部施設整備用地の地下に幹線用水路（管水路）が埋設されており、地上権による荷重制限等が課されていますが、支障がないよう設計することとします。 これらのことについて、農業委員会及び請戸川土地改良区とは調整済みです。（平成26年10月）								

